

告示

埼玉県告示第五百九十二号

令和七年七月一日付け埼玉県告示第五百四十八号で告示した都市計画に関する次の公聴会については、公述申出書の提出がなかったため、埼玉県都市計画公聴会規則（昭和四十五年埼玉県規則第三号）第五条第一項の規定によりその開催を中止する。

令和七年七月二十五日

埼玉県知事 大野 元裕

一	番号				
	和光	都市計画 区域名			
	和光市	市町村名			
	「都市再開発 の方針」	都市計画の 種類及び名称			
	令和七年八月 一日午後二時 から	期日及び時間			
	和光市役所三 階第一委員会 室	場 所			